

いじめ防止基本方針（いじめ対応マニュアル）

水俣市立水東小学校

【いじめの定義】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

《発覚ケース①》いじめられている児童から

- ・訴えてきた児童の主張をまず受け止める。
(教師の主觀は交えず、いじめられたと主張する児童の気持ちを第一に尊重する。)

いじめの発生



初期対応

情報集約担当者

【いじめを発生させない対策】

- 1 「いつでもどこでも起こりうる」という危機意識を持つ。
- 2 「心の教育」の充実を中心に全職員で児童の状況把握に努める。
- 3 児童を中心に学校・家庭で優しさの環境づくりに努める。

重大事態発生時の場合

市教育委員会
芦北教育事務所

報告

市長へ
県教委へ

※児童の生命、身体、財産に重大な被害が生じる
おそれがあるとき 警察署へ

第三者機関の活用

- ・学校支援アドバイザー、SC、SSW
- ・芦北教育事務所
- ・県立教育センター
(0966-44-6611)
等々…

学級担任

事実の正確な把握に努める

できるだけ迅速に対応する。
(但し、いじめた側への対応はあくまでも慎重に)

いじめの背景にあるものを理解するように努める。

情報事実の正確な伝達

相談

事実の伝達

対応の検討

助言

学校いじめ対策組織委員会

- ・適切な対応の検討
- ・担当学級に対する支援
- ・養護教諭の関わり検討

校長、教頭 教務主任

- ・養護教諭、情報集約担当者
- ・人権教育主任、生徒指導主任、SSW、SC、他

職員会議

- ・全職員の共通理解
- ・適切な対応の検討
- ・学年を超えた事例に対応
- ・担当学級に対する支援

校長・教頭

- ・指導（対応）体制の確立
- ・保護者、地域、諸機関への対応

具体的対応 ※担任だけで処理せず、学年部・職員全体での対応を原則とする。

担任

役割分担

他の職員

保護者

- ・事実の伝達を正確に行う
- ・心情を理解し、話を聞く

いじめられた児童

- ・心の支えになっていることを第一に考える（共感）
- ・児童の成長を促す指導を心がける（援助）（児童の自信を育てる）

まわりの児童

- ・事実の投げかけ
- ・傍観することはいじめに加わっていることと同義であるとの指導

いじめた児童

- ・事実の確認
- ・いじめた側の言い分にもしっかり耳を傾ける（理解）
- ・いじめはどんな場合にも許されるものではないことを考え方とする（指導）

保護者

- ・事実の伝達を正確に行う
- ・指導に対する理解と熱意を示す

理解・指導・支援（学級・全校の問題と考え、継続指導を行う）

必要ならば、臨時保護者会（学校・学級）を開き、学校の取組に対して、理解と協力を依頼する（校長判断）